

2007年5月吉日

殿

中小企業家同友会全国協議会

会長 赤石 義博

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-14 大塚南ビル2F

電話 03(5953)5721(代) FAX 03(5953)5720

URL <http://www.doyu.jp>

2008年度国の政策に対する 中小企業家の要望・提言

中同協の概要

- ・ 中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は47都道府県にある中小企業家同友会の全国組織
- ・ 創立：1957年4月日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）として東京で創立
- ・ 全国協議会設立：1969年11月
- ・ 会長：赤石義博（榊森山塗工会長）
- ・ 会員数：4万人（企業経営者）
- ・ 会員企業規模：平均従業員数約30名、平均資本金1,500万円
- ・ 中小企業家同友会は経営者の自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています

中小企業家同友会の3つの目的

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

目 次

はじめに	2
I、私たち中小企業家同友会の基本姿勢と中小企業憲章	
(1) 私たちの願い—中小企業憲章のめざすもの	3
(2) 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針	4
II、2008年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言	
1. 持続可能な社会・経済システムへの根本的転換をめざす 中小企業憲章の制定を	5
2. 新しい内需を喚起し、低迷する地域経済の抜本的な再構築を	6
3. 不況を招く増税計画を中止し、所得再配分機能と 消費購買力を高める公平な税制の構築を	11
4. 円滑な資金供給と中小企業・地域に優しい金融システムの構築を	22
5. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、 公正競争の促進を	24
6. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の 持続可能な社会システム構築	26
7. 豊かな人間として育つための教育環境の重視	30
8. 人材投資促進税制の拡充と人材育成、若年者雇用の推進	31
9. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために	32
10. 清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、 アジアとの共存共栄	35

はじめに

私たち中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は、1969年（昭和44年）設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を是正することに努め、1973年（昭和48年）以降毎年、国の政策に対する要望・提言を、政府各機関とすべての政党および国会議員にお伝えし、懇談を積み重ねて参りました。

日本経済は、2002年2月から続いている景気拡大期間が「いざなぎ景気」の57か月を超えて戦後最長の景気回復局面となったと言われます。しかし、一部大企業の好調ぶりに比して、多くの中小企業は収益回復の足取りは鈍く、大企業経済と中小・零細企業経済に分断され、いわば「一国二経済」、好景気と不況が同時に存在する経済に陥っています。

この10数年間にアメリカやヨーロッパの先進諸国は経済社会における中小企業の果たす役割を的確に評価して中小企業重視へと政策転換を行っています。2000年にはEUが「欧州小企業憲章」（リスボン憲章）を採択し、「小企業は、ヨーロッパ経済の背骨（バックボーン）である。小企業は、主要な雇用の源泉であり、ビジネス・アイディアを産み育てる大地である」と宣言しています。

私たちは、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱とする姿勢に転換する「中小企業憲章」の制定を提言するものです。

これまで同友会は、産学官連携の実践など地域振興への寄与にも微力ながら一定の役割を果たして参りました。私たちは、自らの基本姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、日本経済と中小企業が発展できる環境をつくるために日本での「中小企業憲章」制定をめざし、以下のような経営環境を求め、行動するものです。

関係各位のご協力、ご支援を要望します。

I、私たち中小企業家同友会の基本姿勢と中小企業憲章

(1) 私たちの願い—中小企業憲章のめざすもの

私たちは、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業を産業政策の柱とする姿勢に転換する中小企業憲章と自治体での中小企業振興基本条例の制定を望んでいます。その内容はおよそ次のような趣旨で考えています。(※以下の文章の“私たちは”とは、中小企業で働く人々はもちろん、政府、国民すべてが呼称することをめざしています)

1. 私たちは、中小企業が日本経済の発展に寄与してきた役割を認識し、新しい時代ニーズに対応しつつ、その能力と活力を生かす形で21世紀の新たな日本経済を築くことに努力します。
2. 私たちは、中小企業が自主的に経営し、自立的に発展できることを確信し、大企業はその存在にふさわしい責任を果たすことを要望します。
3. 私たちは、中小企業がNPOやコミュニティ・ビジネス、SOHOなどの新しい事業形態とともに発展していくと考えます。
4. 私たちは、中小企業の理解を深め、その姿を正確に伝えるように努力します。
5. 私たちは、中小企業が消費者・国民の信頼を集め、あてにされ、社会の期待にこたえることを希望します。
6. 私たちは、女性の社会参加を励ます中小企業の貢献を重視し、また、女性企業家を支援します。
7. 私たちは、障害者の自立した生活の基礎となる雇用を生み出し、「だれもが共に暮らせる」共生社会をつくる中小企業を支援します。
8. 私たちは、中小企業のネットワーク活動や企業間連携が活発化し、経営活動における連帯が高まることを期待します。
9. 私たちは、中小企業が雇用確保や納税、地域づくりなど地域社会の期待にこたえ、地域経済の主役であることを認識します。
10. 私たちは、地域の中小企業を中心とした産学官や金融機関、市民が学び合い、生かし合い、創造の輪を広げることを促進します。

11. 私たちは、日本の農林水産業の再興に中小企業の知恵と技術を活用し、食料自給率の改善に貢献できるように支援します。
12. 私たちは、中小企業家が政策の立案と実行協力の能力を高め、立法・司法・行政との新たな協力関係をつくることを期待します。
13. 私たちは、中小企業の国際貢献を支援します。とくにアジアとの経済的な共生に努力します。
14. 私たちは、地球環境の保全に果たす中小企業の役割を重視し、支援します。
15. 私たちは、教育において豊かな労働観を養うことを重視し、企業経営の魅力と意義の理解を広げ、起業への関心を高めることに努力します。
16. 私たちは、中小企業が科学の成果と技術の発展を有効に活用できる環境をつくります。
17. 私たちは、中小企業の意見が集約され、その努力が公正に評価される環境をつくります。

こうした願いを広く集め、憲章制定に向けて、国民の世論を大きく高めていくことが望まれます。

(2) 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

- a) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- b) 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企業（①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- c) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。

- d) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- e) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づいてここに政策要望・提言を提出する次第です。

II、2008年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

1. 持続可能な社会・経済システムへの根本的転換をめざす中小企業憲章の制定を

- (1) 地球環境に配慮しつつ、人間らしく豊かに暮らせる持続可能な安全・安心の社会・経済システムへの根本的転換をめざし、中小企業が国民とともに繁栄できる日本経済を実現すること。

①政府は、中小企業を国民経済の豊かで健全な発展を質的に担っていく中核的存在として位置づけ、中小企業重視へ国家戦略を抜本的に転換する「中小企業憲章」を制定すること。

②政府は、中小企業省を設置し、中小企業担当大臣を置くこと。

③中小企業家が政策決定・実行の各プロセスに直接参加できる政策立案と政策評価の手法を導入すること。当面、経済財政諮問会議や政府税制調査会等への中小企業代表の登用など中小企業の声を反映させる仕組みづくりを進めること。

④政府は、EUの「小企業憲章」の「Think small first」（小企業を第一に考える）という考え方に学び、国や自治体のすべての政策や法律・規制が中小企業への影響を事前に考慮して立案され、実施されるという姿勢を確立すること。当面、中小企業基盤整備機構の中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」を拡充し、米国中小企業庁の中小企業関連法規制情報ポータルサイト「BusinessLaw.gov」のように、中小企業の企業活動に関わるすべての法規制情報を包括的に提供し、実務的な対応の仕方を教示する仕組みを

構築すること。

- (2) 人口減少をくい止める根本的政策転換が重要である。日本の4倍の児童手当や家族給付を支給しているフランスは2006年、合計特殊出生率を2.01まで回復させた。子供を育てながら仕事を継続できる社会の実現や教育費負担を大幅に減ずる措置をとることなど少子化を食い止める環境の整備に努めること。

2. 新しい内需を喚起し、低迷する地域経済の抜本的な再構築を

- (1) 少子高齢化の進展及び人口減少社会の到来、地域間格差の拡大に対応して国は地域経済の抜本的な再構築を宣言し、地域の中小企業と住民の協力を得ながら地域産業政策の総合的系統的な実施による相乗効果を図ること。そのために自治体に対し、i) **中小企業振興基本条例又は地域産業振興を制定・改定し、中小企業を中心とした地域振興の基本理念の確立と支援体制・予算措置の強化をはかること**、ii) まちづくり条例の制定等による「コンパクトで賑わいあふれるまちづくり」、高齢者などの交通弱者が歩いて買い物や生活することができる「歩いて暮らせるまちづくり」の具体化と「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく基本計画（総理大臣認定）の提出など、を強力に促すこと。
- (2) **大型プロジェクト中心の公共事業や「箱モノ行政」など従来型の公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の「地域密着型公共事業」へ抜本的に転換させること**。一部では公共ストックを維持できないほどに予算を削られる現象も現れており、社会資本の維持・更新・補修の公共投資を計画的に進め、地域活性化に結びつけること。特に、災害時の避難場所となっている学校施設などの耐震補強工事を緊急に全国一斉に実施すること。その際、財政難で耐震補強に十分に取り組めない地方自治体に限り、耐震補強工事に目的を限定した地方債を発行し、学区内などの住民が小口で地方債を購入できる仕組みをつくること。
- (3) 観光・余暇、教育、医療、安全性など人間の活動能力の発展をはかる社会的ニーズや防災対策、環境保全、高齢化・福祉、芸術・文化・スポーツ、地域づくりなど社会生活の中から**新しい内需を誘発しようとする中小企業を戦略的に支援する地域産業政策を展開されたい**。

- (4) **安心と活力のある少子高齢社会をめざし、**①移動入浴車やデイサービスの充実、在宅型介助機器の公的リース、老人施設・障害者施設のマンパワーの充実に努めること。②バリアフリー住宅化の推進や民間グループホーム建設への支援など高齢者が安心して暮らせる環境づくりを図ること。また、巡回サービスなどセキュリティや福祉サービスの水準を緊急に向上させること。バリアフリー住宅・福祉機器開発を行なっている中小企業への支援（開発促進、市場の開発）を行うこと。③中古住宅市場の整備など実物資産を有効活用した豊かな消費生活を実現すること。④良質な賃貸住宅が大量に供給されるよう制度の見直しや助成措置を講じてライフサイクルに応じて住宅選択の幅が拡大するよう整備すること。
- (5) **災害対策・防災対策を抜本的に強化すること。**また、耐震化を通じて、地域での耐震診断・改修、リフォーム需要の喚起がなされ、中小建設業の仕事づくりにもつながるものとする。
- ①既存住宅の耐震改修した場合、所得税から工事費用の10%（上限20万円）を控除する特別控除制度及び固定資産税の減額制度が創設されたが、「一定の区域内において、旧耐震基準により建設された住宅」という適用対象の限定があり、新制度の効果が著しく削られる可能性がある。限定をなくし、希望者すべてに適用すること。また、税額控除制度の上限を引き上げること。
- ②事業用建築物について耐震改修促進法に基づく耐震改修工事を一定条件で行った場合、10%の特別償却ができる特例措置を創設するが、30%特別償却とされたい。
- ③耐震改修促進法に基づき「耐震改修促進計画」を地方自治体は策定（都道府県は義務）し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るが、その際に地元の中小企業、特に建設関連の建設業者の協力・参加を図ることを促すこと。また、耐震改修支援センターの指定では、地域の中小建設業者や専門家、地域金融機関などが「受け皿」をつくっている場合は積極的に指定すること。
- ④「耐震強度偽装問題」を教訓として、建築士の監理機能の回復のために、建築士について、その資質向上を図り、施工者からの独立性を担保するための具体的措置を取るとともに、建築確認、中間検査、完了検査制度の徹

底と適正性確保、などの措置を積極的に講ずること。

- (6) **地方自治体と地域の事業所・中小企業との防災協力体制づくりを支援すること。**震災発生時において、地方自治体と事業所間の平時からの協力関係の構築が不可欠である。地方公共団体による「防災協力事業所登録制度」等の普及に力を入れること。特に、震災発生後直ちに問題となるし尿処理を、被災住民の生活に支障が生じない様、迅速に対処する為には、あらかじめ仮設便所、消毒剤、脱臭剤等の緊急資材を備蓄したり、避難場所に浄化槽を備える必要がある。
- (7) **指定管理者制度では、大企業が事業を独占するのではなく、地元のニーズや事情に精通する地元中小企業やNPOの参入が十分配慮されるよう地方公共団体への啓蒙・支援を進めること。**また、指定管理者制度の運用に当たっては地域住民、中小企業の代表も参加して、公平、公正な選定基準を作成したり、情報公開を進めること。条例化や運用にあたっては下記の点に留意し、地域や中小企業の意見が反映される仕組みをつくるよう地方公共団体へ促すこと。
- ①福祉の向上、地元住民・利用者の利益確保など目的・理念を明確にすること。地方自治法では、「公の施設」を「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（第244条第1項）とし、指定管理者制度は「（住民の福祉の増進という）公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」（第244条の2第3項）に適用できるとしている。
- ②指定管理者の選定に当たっては、「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的に達成するため、地域などの活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できると思慮するときは」地元の中小企業や公共団体を指定管理者の候補者として選定できる旨の文言を条例等に盛り込むよう促すこと。同時に、特定の団体等への便宜供与や癒着を廃する旨も明記すること。
- (8) **「新事業分野開拓事業者認定制度」を導入する地方自治体を積極的に支援し、新商品の販路開拓で困難をかかえる地域の中小企業を新商品購入で援助する自治体を大幅に増やすこと。**地方自治法施行令の改正により、自治体の認定を受けた企業の新商品については競争入札によらず随意契約によって購

入することが可能となった。新潟県の「Made in 新潟新商品調達制度」や大分県の「トライアル発注制度」などの取り組みが始まっているが、全国津々浦々の自治体へ大幅に広げること。

- (9) 地域ブランドの確立のためには、「地域総ぐるみ」の運動として取り組まれることが望まれる。**地域ブランドの確立**は、グローバル化、知識社会への移行に地域レベルで対応していくための地域戦略・政策として位置づけ、各自治体内の多くの部署の関与を必要とする。国は、自治体が担当部署を超えた利害調整を行いながら、総合的に地域ブランドの確立をめざす取り組み・施策を展開できるように支援・誘導すること。
- (10) 2007年度から中小企業庁は、地域の中小企業が有望な地域資源を活用して行う新たな事業展開を強力に支援する施策パッケージ「中小企業地域資源活用プログラム」を創設し、地域・中小企業の自立的発展を総合的に応援するとしているが、過疎と地域経済の不振に悩む地域において、**農林水産業等との連携など共同事業の領域を広げ、自覚的に地域内産業連関を形成していく「地域振興型企業」づくりへの支援を企画すること。**地域問題の解決と地域産業の活性化のために取り組む「**地域振興型産業クラスター**」への支援も進めること。
- (11) 地域経済の発展、地域コミュニティづくりに大きな役割を果たしてきた商店街の多くが存亡の危機にさらされ地域の衰退が危惧されている。そこで街の崩壊、地域の衰退状態を打開するための具体的な振興策が急がれる。次の施策を講じられたい。
 - ①街づくりの主体者は商店街、中小企業、地域住民であることを明確にして、商店街における中小小売業の事業活動の機会を適正に確保することを基本ルールに据えること。「街づくり政策・商店街振興政策の公募事業」を積極的な自治体を支援して進めること。
 - ②「まちづくり3法」が見直され、都市計画法等と中心市街地活性化法が改正されたが、今後の課題としては、大規模小売店舗立地法（大店立地法）が今回は改正されず、「商業調整の禁止」（第13条）の見直しが課題となる。**大店立地法の運用を地域自治体に委ねる方向で検討すること。**大型店の立地条件により、環境条件に差をつけたり、自治体が誘導したい地域の環境基準を緩めるといった裁量を認めること。

- ③地域住民が街づくりに積極的に関わる仕組みとして「街づくり会社の株主公募制度」などを検討すること。
- (12) 地域コミュニティの主体となる商店街と個店の活性化を進めること。
- ①零細店舗など商売上の工夫を考える自由な時間をつくりたくとも従業員雇用のできない層に対し、商店街ごとに販売のサポーターを派遣する制度を検討されたい。また、周辺的生活環境との調和を旨とする大規模小売店舗立地法を改正し、地域の就労環境を悪化させている正月元旦の大型店の営業を原則禁止とすること。
- ②空き店舗対策として、「商店主公募」やチャレンジショップ制度など店舗の家賃補助の支援策を拡充すること。空き店舗を借り上げ、リサイクル施設等の公共スペースを設置するなどの対策を講じること。特に、家屋の広い諸外国では女性が自宅で起業するが多いが、日本の住宅事情で女性起業家を多く輩出するためには、空き店舗や遊休施設の活用が決定的に重要であり、そのための施策を拡充されたい。
- ③地域の社会的な問題解決のためのコミュニティビジネスの創業支援を進めること。「中小商業者が行う新たなビジネスモデル策定に対する支援」策をより拡充すること。各店舗の事業継承を支援する「後継者育成塾」の開催。
- (13) 地域中小企業の廃業等による企業数の減少に歯止めがかからず、地域経済の衰退を加速している。特に、事業承継問題に悩む中小企業が数多くみられ、「事業承継アシストプラザ」の創設など専門の窓口を設け、事業承継に関わる総合的な相談体制を強化すること。また、意欲のある若者に経営をバトンタッチしてもよい場合には、「後継者公募制度」の創設など政策的に支援する仕組みを検討すること。
- (14) 地方分権によって地域経済の活力を地域の中から築いていくことが出来るように、権限委譲に比べて遅れている財源委譲を速やかに実施すること。国税の一部を地方税に回す財源委譲措置が適切である。現在の「三位一体改革」は、地方への十分な財源なしに一律で補助金カットになれば、義務教育や社会福祉など国民にとってのナショナル・ミニマムの行政水準が低下し、また自治体財政への一方的な負担転嫁になりかねないことや地方交付税の財源保障機能の縮小が具体的に提起されており、行政サービスがますます弱体化す

ることなどの懸念がある。

- (15) 日豪EPA（経済連携協定）が導入されれば日本の農業にあまりにも甚大な被害を与え、地域経済を崩壊させかねない。日本農業の存廃にかかわるものであり、当面交渉を停止し、農業関係諸団体や自治体等の意見を十分に反映させた政策を進めること。
- (16) 特許料・審査請求手数料は、「資力に乏しい法人」や研究開発型中小企業などに軽減措置があるが、条件を設けずに米国のように中小企業（個人）であれば一律に大企業の半額とする措置をとること。

3. 不況を招く増税計画を中止し、所得再配分機能と消費購買力を高める公平な税制の構築を

- (1) 最近の税制「改正」の動向と中小企業家同友会がのぞむ税制の基本的あり方

政府・与党は2007年度の税制「改正」にあたって、「わが国経済は、ようやくバブル崩壊後の停滞の時代を抜け出し、全体として回復してきている」（自民党、平成19年度税制改正大綱）とし、製造業を中心とする大企業減税、証券税制の特別措置の延長などを行うとしている。一方、庶民には定率減税の全廃（2007年分から）など負担増を求めている。

2006年度の税制改正で導入された「特殊支配同族会社の役員給与の給与所得控除分損金不算入制度」は、多くの中小企業団体の反対運動により、オーナーの基準給与が800万円から1,600万円に引き上げられた（2007年4月1日以後開始する事業年度より適用）。しかし、この改正により適用除外となる同族会社は一部に過ぎない。導入後たった1年で見直されるということは、この制度があまりにも矛盾に満ち、経済・税制の原則に反するものであるからにほかならない。われわれはこの制度の全廃を強く求めるものである。

わが国の税収は巨大製造業の輸出好調に支えられ、やや増えているとはいえ、未だ国債の発行を続け、基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の黒字化を達成するには程遠い。そのため政府・与党は、2007年夏に行われる参議院選挙後、「消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく」（自民党、平成19年度税制改正大綱）としている。また、日本経団連も2011年度までに消費税率を2%引き上げるとしている。

所得税・個人住民税についても、配偶者控除・扶養控除の廃止、給与所得控除の縮小、税率の見直しなど、庶民の税負担に影響する抜本的な改正が予定されている。だが、市場経済、とりわけ内需がいまだ本格的に回復基調に至らない時期に、多くの庶民・中小企業に負担増を求めることは景気回復に水を差すものであり賛同できない。

景気回復に必要な税・財政政策は、内需拡大のための施策、すなわち国民の懐を暖め、将来に不安のない国づくりを行うことである。具体的には負担能力のない赤字企業や庶民に税負担を求めず、負担のできる企業や高い所得階層に能力に応じて税負担を求めることが必要である。すなわち、税制にある所得再分配機能を生かし、憲法の要請する応能負担原則に適う公平な税制を構築しなければならない。財源は不公平税制や租税特別措置を是正すれば十分に確保することが可能である。

一方、財政支出にあたっては、不要不急の公共事業費など無駄な歳出を縮減するとともに平和国家・福祉国家建設に必要な予算は十分に確保すべきである。そして国債不発行主義を堅持し、基礎的財政収支（プライマリー・バランス）を黒字に転換しなければならない。

(2) 法人税のあり方について

① 中小法人の税率引き下げを求める

定率減税の廃止、高齢者への課税の強化、所得税の課税最低限の引き下げ、福祉、医療、年金等への支出の削減など中小企業・国民への負担の強化と大手企業の空前の好景気による増収により国債の発行の削減が報道され、プライマリーバランスの回復が早まると指摘されている。その結果、再び国際競争力の強化と税収増の還元を求めて法人税の税率の引き下げが財界から公然と要求されている。しかし、国民に負担を押し付けて大手企業だけが潤うような政策は取るべきではない。また、財政再建を掲げるならば、まだ入り口に入ったばかりであり、深刻な財政事情はまったく変わっていない。レーガン税制による財政赤字を見事に克服したクリントンの政策に見るように、負担すべき力のあるものがしっかりと負担する税制を構築することを財政再建の柱にすべきである。さらに、景気の本格回復は、国民消費に掛かっているといわれているが、国民への負担をこれ以上求めず、また、地域の活性化、雇用をさらに増やすためにも、中小企業への抜

本的な支援を強化するべきである。従来より応能負担の原則に基づく法人税率の提案を行ってきたが、景気の回復から取り残されている中小企業の現状を考慮して当面の政策として所得1,500万円まで15%（資本金1億円未満）の法人税率を要求する。

②交際費課税の全額損金算入

日本の企業の交際接待による商慣習が企業の発展と資本維持にマイナスであるということで交際費は累次課税強化されてきたが、全額損金を否認しても減らず、いわゆる交際費の増減は景気によって変わってきている。交際接待の「浪費」は、本質的に企業の社会的責任と自覚、コンプライアンス（遵法精神）の問題であり、税制で抑止するとかの問題ではない。何が問題なのか、株主や社員、利害関係者のしっかりと監視するシステムの構築が必要であり望まれることである。交際費課税については2006年度の改正で、損金不算入となる交際費等の範囲から1人あたり5,000円以下の一定の飲食費を除外した上で従来の制度を継続することとした。この措置は、私たちの要望に一応こたえものであり、中小企業の実態に合わせたものとして評価できる。しかし、中小企業の交際費損金算入枠は、本来の「全額損金算入」に戻すべきである。

③特殊支配同族会社オーナー社長の給与所得控除額の損金不算入措置を廃止すること

私たち中小企業家同友会を始め多くの中小企業家や諸団体が廃止等を要求する中で基準所得金額の適用対象金額が800万円以上から1,600万円以上へと引き上げられた。対象になる企業数は概ね半減すると思われ、私たちの声を一定認めたものと評価できるが、その本質的な制度は残されている。この制度は、会社法により起業を進めようとする施策の阻害要因になり、中小法人の法人格を税法上否定するものである。また、非同族会社等との税負担に差別を設けるもので、地域を支え国民経済を豊かに支える同族会社を悪者扱いする姿勢は同じである。このような税制は認めるわけにはいかず、廃止すべきである。

④役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせて柔軟に適用すること

2006年度改正により、役員報酬は事実上の「原則損金不算入」とすることとなった。例外的に、定期同額給与（決算から3ヶ月以内に変更し、期

中では原則的に一切変更を認めず、変更した場合は、変更した金額について上げた場合はあげた金額を、下げた場合は下がる前の金額との差額を損金不算入)と事前確定届出給与(定時株主総会で確定した役員賞与を総会開催から1ヶ月以内に税務署に届け出れば損金に認める。ただし、届け出た日でない日に支給したり届出と違う金額を支給した場合は全額損金不算入)だけが損金算入される。この内容では、社会的に通常行われる慣習的で適法な様々な役員報酬や賞与の支払いもすべて税法が鑄型にはめてしまい、企業の自主性や行為を阻害することになる。このような干渉を税法がすべきでなく、この役員報酬の規制は実態に合わせて柔軟に対応すべきであり変更を求める。

(3) 消費税について

①消費税の税率引き上げに反対する

消費税は生活必需品を含む幅広い物品・サービスに課税するため、高額所得者には低い負担率となり、低所得者層には高い負担率となる。これを税負担の逆進性といい、消費税は応能負担原則の要請に反する典型的な不公平税制である。そのため、消費税の税率引き上げはいつそう不公平を拡大するとともに物価上昇を招き、庶民の購買意欲を減退させる。それは企業にとって売上の減少となり企業利益を圧迫する。その結果、景気が後退し、雇用不安を招き、転・廃業、倒産に追い込まれる企業が続出する。

また、消費税は赤字でも納税額が発生するため、事業者は現行の5%税率でも納税資金に苦慮している。このうえ税率が引き上げられれば景気後退と相俟って消費税を納税できない中小企業が続出するおそれがある。消費税は価格への転嫁が法律上保証されていない弱肉強食的な税制である。つまり消費税は「預り金」でも「預り金的」な税でもなく、価格に転嫁できない取引上の弱者は赤字でも消費税を負担しなければならず、それが滞納の原因になる。

政府は滞納防止のため04年4月から年間納税額6,000万円以上の事業者には毎月納税(年11回の予定納税)を行わせるとしたが、今後、税率が引き上げられれば6,000万円の水準を引き下げ、原則としてすべての事業者には毎月納税を求めることになろう。そうなれば、中小事業者は毎月消費税納税のための資金繰りに奔走しなければならなくなり、かえって滞納を増大させ

ることになりかねない。

一方、消費税には「輸出戻し税制度」があり、トヨタ自動車をはじめとする巨大輸出企業は国内販売に対する消費税を納めないばかりか、巨額の還付金（戻し税）を税務署から毎月受け取っている。還付金（戻し税）は税率が引き上げられればその分増額する。消費税には常に納税する事業者と常に還付金を受ける企業があり、これらの事業者間に不公平が存在する。

以上のように消費税は典型的な不公平税制であり、その税率引き上げはいっそう滞納を招くとともに景気後退を招き、中小事業者を倒産に追い込む。よって消費税の税率引き上げに断固反対する。

②消費税に頼らない税・財政構造の構築を

1997年4月、消費税の税率を3%から5%に引き上げたことにより景気は急速に落ち込んだ。政府・与党のなかには財政危機を解決するため、将来ヨーロッパ並みの15%~20%にまで引き上げると主張する者がいるが、これは財政政策として無謀きわまる安易な方法である。たしかに、ヨーロッパ諸国の大型間接税は高い税率水準にあるが、たとえばフランスの場合、現行標準税率19.6%は戦争遂行のため、すでに第二次大戦中に引き上げられたものであり、大戦後60年余、実質的な税率引き上げは行われていないのである。

消費税の税率は引き上げるのではなく、むしろ1997年3月以前の3%に戻すべきである。財源は不公平税制の是正を行うとともに、消費税に代え個別消費税（旧物品税）を復活させることにより確保することができる。安易に消費税の税率を引き上げるのではなく、消費税によらない税・財政構造を構築することを要望する。

なお、よく知られているように米国は国税として大型間接税を採用していない。政府・財政当局は大型間接税によらない米国の税・財政構造を大いに学ぶべきである。

(4) 所得課税について

①定率減税の廃止に反対する

定率減税は1999年、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」に基づき、文字通り景気対策として導入された恒久的減税措置である。定率減税の目的は「停滞した経

济活動の回復に資するため」に国民生活及び国民経済の安定及び向上を図ることであった（同法の趣旨）。そうであれば、定率減税を廃止する条件は「停滞した景気が完全に回復したこと」にあることはいうまでもない。だが、政府・与党は景気が回復しているとして2006年に定率減税を半減し、2007年には全廃した。

しかし、中小企業の倒産件数は増え続け（帝国データバンク、商工リサーチの集計）、百貨店の売上高は10年連続で減少している。中小企業や地方企業の環境は一段と厳しさを増している。定率減税の廃止は景気回復の足を引っ張るものであり、もし廃止をするというなら、本格的な景気回復をまったうえ、他の減税措置（法人税率の引き下げ、所得税の最高税率の引き下げ）と併せて廃止すべきである。

②個人住民税のフラット税率化に反対する

政府は「三位一体改革」の一環として、平成19年分から個人住民税（道府県民税・市町村民税）の所得割の税率を一律10%のフラット税率にした。政府は所得税の税率を調整してバランスをとるとしているが、税率を一律10%にすれば、所得の小さい者には低い税率で、所得の大きい者には高い負担率を求める応能負担原則に反することになり、所得再分配機能がなくなる。その結果、いっそう格差社会を招くことになりかねない。よって個人住民税のフラット税率化に反対する。

③給与所得控除の縮減、配偶者控除・扶養控除等の廃止に反対する

政府は2007年秋に予定する税制の抜本「改革」において、給与所得控除の縮小、配偶者控除・各種扶養控除等の廃止を行い、所得税・個人住民税の課税最低限を引き下げる方向を打ち出している。つまりサラリーマンを中心に所得税・個人住民税の増税を行うというのである。サラリーマンや中・低所得者層に対する増税はストレートに可処分所得の減少を招き景気を後退させる。よって課税最低限の引き下げにつながる各種所得控除の縮小・廃止に反対する。

④証券優遇税制の延長に反対する

政府・与党は2007年の税制「改正」において、証券優遇税制の1年延長を決定した。証券優遇税制とは、上場株式の売却益にかかる税率を本則の20%（国税15%、地方税5%）を10%（国税7%、地方税3%）に軽減し、

同じく上場株式の配当金についても本則の20%（国税15%、地方税5%）を10%（国税7%、地方税3%）軽減するものである。そもそも、この特別軽減措置は2007年12月末で期限切れになる予定であったが、それを2008年12月末まで1年延長したものである。

証券優遇税制は低迷する株価対策として実施したものであるが、すでに株価は一定の水準に回復しており、優遇する必要性はなくなっている。しかも、証券優遇税制の恩恵にあずかっている者は、少数の富裕層に集中しており、典型的な不公平税制のとなっている。したがって、証券優遇税制が消費拡大に貢献することはほとんどない。政府・与党は速やかに廃止すべきである。

(5) 中小企業の事業承継について

2003年度の税制改正において、相続税の最高税率を70%から50%にする税率構造の見直しがされた。この最高税率の改正にはその後の一部勝ち組への優遇処置の流れを示すものといえる。

これに対して同時に新設された贈与税の相続時精算課税の制度は、その目的とした内需拡大政策に基づく、世代間の資産移転にそれなりの効果をあげている。この制度は65歳以上の親から子供へ2,500万円までの生前贈与を、相続が実際に発生するまで課税延期（事実上贈与税は課さない）するというもので、結果として中小企業の事業承継にも役立っている。

この制度を生かすことにより、事業の後継者を経営者が事前に指名し、自社の株式を税金なしで、ある程度移転できることは、その金額以上の効果を上げることができる。

更に2008年度の与党税制改革大綱にこの制度の拡充策として、取引相場のない株式を贈与した際、一定の条件を満たす場合には、贈与者の年齢要件を65歳から60歳に引き下げるとともに、非課税枠を500万円上乘せする案が盛り込まれている。これは元気な中小企業の事業承継に資する方策として、金額はわずかではあるが、現状の税体系の中では、一定の評価をすることができる。

2004年11月の政府税調の答申では「近年、経済のストック化の進む中、人口構成の高齢化を背景として、資産保有において高齢者層の占める比重が高まっている」とし、「資産の再分配機能を有する相続税の役割は一層重要と

なる」としている。しかし一方で、「相続税の課税ベースの拡大に引き続き取り組むことが課題である」として課税範囲を広げることにより税率を引き下げることは矛盾である。富の再分配機能のためにはこれ以上課税ベースを拡大すべきでなく、また累進税率を引き下げたことによる税収減は、課税最低限を下げ課税ベースを拡大することによる増収でカバーすることはとてもできない。

2006年度の法人税の改正で示された同族会社の課税強化に見られる中小企業性悪説といわんばかりの税制でなく、地域に根ざした中小企業が最終的に日本の礎という認識を、今一度政府に認識をあらためてもらい、中小企業の事業承継が円滑に出来るような抜本的な相続税の改革が必要である。

①相続税の基礎控除を1億円程度に引き上げること。

政府税調の資料によると2002年では死亡者に対する相続税の課税件数は4.5%になっているが、高度成長によって地価が騰貴する前の昭和30年代は100件の相続事例のうち相続税の対象になるのはわずか1件（課税対象割合1%）に過ぎなかった。その後、地価高騰により相続税の対象となる割合が著しく増大した。富の再分配を必要とする一部の資産家に対する税である相続税を本来の姿に戻すためにも、現行5,000万円の基礎控除を1億円程度に大幅に引き上げるべきである。

②事業用資産については、事業を承継するという条件の下で事業承継猶予制度を設けて10年以上事業を承継した場合一定額を免除すること。

事業承継は、事業自体の存続を前提にするから取引価額で資産を評価すること自体が問題である。事業用資産については、事業を継承するという条件の下で以下のような事業承継猶予制度を設けるべきである。

イ) 事業用資産については通常の評価額とは別に「事業承継価額」で評価する。

ロ) 事業承継者は事業用資産を「事業承継評価額」で評価した税額を納付し、通常の評価額で評価した場合の税額との差額を猶予する。

ハ) 10年以内に事業を廃止した場合は当該差額を納付する。

ニ) 10年以上事業を承継した場合には当該差額を免除する。

農地に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例は、農業政策の視点から、法律上、その利用・転用・譲渡が厳格に制限されていることなどから認め

られている。

中小企業の事業承継者は、その法人の金融債務の保証人の強制等、過大に負担を強いられているのが実情である。このような中で、あえて事業を承継しようとする後継者には、創業支援と同じようになんらかの支援策の一つとして、このような特例が認められるべきと考える。なお、アメリカやドイツでは5年～10年の事業継続を条件とした事業承継制度を導入している。

③自社株式評価には企業の利益水準をベースにした収益還元方式による評価方法を導入すること。

株式評価については、自社株式は流通性がなく資金化が困難であることに加えて、企業の存続を前提にすると、企業の利益水準に基づいた収益還元方式による評価が適切である。解散価値を前提とした純資産価額方式の評価による土地の評価は、収益還元方式へ移行するまでの経過措置として上記の「事業承継価額」とするべきである。

(6) 地方税制について

①外形標準課税の拡大に反対する。

外形標準課税は商工団体の反対運動の中で、課税標準を付加価値だけでなく所得割や資本割りとしたり、資本金1億円超の法人に限定し一定の緩和措置をとっている。だが、①担税力のない赤字法人にも大きな負担を強い、中小企業の7割に達する欠損法人に深刻な問題をもたらす、②報酬給与額などを課税標準とする「賃金課税」であり、企業の人的投資を妨げて雇用を抑制する、③規模が小さい法人ほど税負担率が大きくなり黒字法人でもほとんどが増税になる。したがって、対象企業を資本金1億円以下に拡大することは絶対あってはならない。

②固定資産税・都市計画税は担税能力に応じた方式に…固定資産税の地価公示価格に連動した評価は、多くの訴訟や自治体の反対決議に見られるように連年の地価下落の状況にもかかわらず税額が増額するなど非現実的である。長期不況のなかで産業界からも固定資産税負担の重さに軽減の要望が出ている。東京都などいくつかの自治体において課税標準の引き下げが行われているがまだ不十分である。固定資産税の担税力はその固定資産の活用によってもたらされるものであるから、売買時価を基準とするのではな

く収益還元による評価方式に徹底すること。さらに、都市居住・営業が確保されるためには都市計画と結びついた適切な軽減措置をとること。また、都市計画財源のために徴収されている都市計画税の存在意義を明確にして適切な都市計画財源として企業の経営環境確保のための都市形成に使用すること。

近年問題となっているJR等の駅中商店街として使用されている土地についても、公平な課税を早期に求める。

③法人税では欠損金の繰戻還付制度があるが、**地方税においても同様の繰戻還付制度の創設を検討すること。**

(7) 税務行政手続規定の整備充実について

①**税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。**

平成16年度税制改正における「土地・建物等の譲渡損益の他の所得との損益通算・繰越控除不可とする」規定、及び平成18年度税制改正における「特殊支配同属会社の役員給与に係る損金不算入」規定の創設等、納税者に十分な周知がないままに、唐突の法改正が相次いでいる。現在、税制改正については、立案段階における所謂パブリックコメント手続はとられていないが、国民生活に直結する税制改正こそ、広く国民・事業者・専門家団体に意見等を照会すべきである。この透明性を確保するシステムがひいては国民の国政に対する信頼性を確保する有効な手立てとなる。また、行政立法手続である税務における政省令及び通達の制定改廃についても、同様の意見照会のシステムが必要である。

②**税務行政の整備充実**

税務行政の整備充実については、国税通則法の制定を政府に答申した臨時行政改革推進審議会は適用除外とされた税務行政手続について、「行政運営の公正の確保と透明性の向上を図る観点から、現行手続規定について必要な見直しが行われ、手続きの一層の整備、充実が図られることが望まれる。」としている。従って、全面的な見直しが必要であり、速やかな実現を要望する。先進諸外国では、納税者権利憲章の制定がされているだけに国際化時代に対応し、早急に「納税者権利憲章」の制定を検討すべきである。

③**納税者番号制度**は国民全体に関わる制度であり、導入に当たっては具体的

構想を提示し国民の理解を求めること。

納税者番号制度は、課税漏れのない適正な所得課税や資産課税の実現に寄与するとともに、その牽制効果は間接的に申告水準の向上をもたらすと考えられる。また、適正な課税と申告水準の向上は国民全体の利益であるとの見方もある。さらに最近では、金融所得課税の一体化の観点から、納税者番号制度は金融所得の正確な把握を行い適正な課税を担保するために必要であるとされている。

また一方では、納税者番号制度の導入に当たっては、情報保護制度をどのように構築するかが極めて重要な問題となる。現行の行政機関個人情報保護法では、相当な理由がある場合には個人情報の目的外利用の禁止が解除される場合もあり、また、税務に関する情報で一定のものは不開示情報とされている。少なくとも納税者番号により収集された税務情報は開示対象とし、本人による情報アクセスと情報訂正請求を認め、税務目的以外への利用は禁止しておくべきである。

また、制度導入に当たっては、制度の仕組み、付番方式、付番機関など具体的な内容を示した上で、導入や維持に要する行政におけるコスト及び民間が負担するコストを試算し、費用対効果の面からも検討する必要がある。

なお、納税者番号制度は適正な課税を目的とするものであるとの観点からは、希望者だけが番号を利用する番号選択制は導入すべきではない。納税者番号制度は国民全体に関わる制度であり、納税者にとっても利便性のあるものでなければならない。金融所得課税導入だけのための議論ではなく、その将来像を見据えた上で国民に一層の理解を求めていく必要がある。

④税務行政の民営化に関して

税務行政の分野において、税理士を課税庁の下請的業務として、「書面添付制度」「会計参与制度」が浮上し、加えて、「事業概況書」を法定化し、改定した法人税法施行規則35条は、法人税法74条の委任命令の限界を超えて規定しており、租税法律主義に違反している。

税理士は、税法が執行される場で、納税者の代理人として、法令に規定された納税義務の適正な実現を図る使命があり、納税者の権利擁護・権利救済に深くかかわりをもっているが、これらの流れは、税理士と納税者の

信頼関係を毀損するものになりかねない。

4. 円滑な資金供給と中小企業・地域に優しい金融システムの構築を

- (1) 円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」（仮称）を法制化すること。当面、金融庁は金融機関から集めた情報を客観的な評価が可能になるよう比較可能な一覧性のある形でわかりやすくホームページで公開すること。また、金融庁の「金融検査評定制度」は、「中小企業向け融資」や「地域貢献」の項目も入れた総合評価のものとする。
- (2) 参加型金融行政をより推進するため、円滑な資金供給など地域貢献で努力する金融機関の寄与の程度を評価し、その適切な情報を利用者の立場から公開するNPO等の第三者評価機関を認定し、登録する制度を設けること。
- (3) 政府系中小企業金融機関の統合により、2008年から発足する(株)日本政策金融公庫では、特定の政策目的のための融資だけでなく、安定した金融環境を保つために一般融資も存続するなど中小企業への公的機能の充実、サービス水準の維持に努めること。また、利用者の立場から政府系金融機関の役割・機能（審査のあり方や融資形態、融資期間など）が適正に発揮されているかを評価する金融円滑化機構（仮称）を創設すること。
- (4) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき中小企業ニーズに対応した施策の強化を進めること。第三者連帯保証人の原則禁止でも、協会によりばらつきがある。信用保証協会が、一定の代位弁済は必要な行政のコストという考え方をとるように促し、全国で同じ水準のサービスを受けられるようにすること。
- (5) 信用補完制度見直しに伴う責任共有制度（部分保証方式又は負担金方式）が2007年10月から導入されるが、「金融機関の貸出姿勢の消極化することが懸念される」として兵庫県は、「金融機関の融資取組に支障をきたす可能性の高い資金について、金融機関リスク負担部分を県が直接損失補償する」としている。このような取り組みを全国に普及すること。
- (6) 問題なくきちんと返済してきた優良な借り手中小企業の返済履歴（クレジット・ヒストリー）を尊重し、何らかのメリットを付与すること。例えば、

保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなど優遇措置を取ること。

- (7) 「金融サービス利用者相談室」をさらに機能を充実させ、利用者と金融機関との間の個別トラブルについても、あっせん・仲介・調停が行えるように条件整備すること。
- (8) 公正取引委員会は、2001年と2006年に『金融機関と企業の取引慣行に関する調査報告書』、2004年には『金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について』（ガイドライン）を公表し、金融機関と借り手企業と不公正な取引方法の実態を明らかにし、これに関する競争政策上の考え方を示した。公正取引委員会は、金融機関と融資先中小企業との歪んだ取引慣行を是正する「ガイドライン」の周知徹底、コンプライアンスの実効性確保のため指導を強めること。また、金融機関はさまざまな手数料を一方向的に大幅値上げしているが、その根拠が不明確であり、貸し手の優越的地位の濫用である。公正取引委員会及び金融庁は、ただちに調査し、必要な措置をとること。
- (9) セーフティネット保証の第5号認定や第7号認定は中小企業や地域の実態に即して運用できる制度とすること。例えば第5号認定では、業況が悪化している業種を「指定業種リスト」に掲載しているが、全国的な業界団体がない場合などで悪化しているにもかかわらず指定対象になっていない業種がある。「指定業種リスト」の作成では、指定対象外の中小企業の実態も精査し、中小企業者の声を勘案した実態にあったものとする。また、第7号認定では、地域によっては「指定金融機関リスト」掲載の金融機関が全くなるところもあり、資金繰り円滑化借換保証制度などの利用に支障をきたしている。金融機関への適切な指導が求められる。
- (10) IT産業やコンテンツ産業等のように受託開発に長期間かかる企業に対して「つなぎ」の資金の融資を検討すること。また、指定管理者制度等を受託したNPOに対する「つなぎ」の資金の融資も検討すること。信用保証協会は、受託契約書の活用など未発生債権でも売掛債権担保融資が円滑に利用できるように運用での配慮と周知方に努めること。
- (11) 事業承継者が経営権確保のため相続人等から株式を購入する資金を供給する制度を創設すること。また、親族以外への事業承継を円滑にする観点から

MBO（企業買収）やEBO（従業員による買収）等の手法を活用した事業承継・M&A資金の融資・保証制度を創設すること。

- (12) 特定融資枠契約法を改正し、コミットメントラインの中小企業への適用を可能にすること。一定期間に渡り一定の融資枠の範囲であれば顧客の請求に基づき融資を実行することを約束する契約により、借り手中小企業の資金需要の安定性を高めることができる。
- (13) 倒産防止共済制度は、共済金の貸付の償還期間を5年から10年に延長すること。また、共済の口座を設けている当該金融機関に延滞がある場合、共済金貸付と他の貸付が強制的に相殺されている。国として差押禁止条項を設けるなど制度の機能の確保につとめること。さらに、「倒産」状態に至っても不渡り手形を出さないなど倒産の形を取らない案件について、なかなか認められない場合がある。実態に合った機動的に使える制度とすること。
- (14) 動産担保に係る登記制度が成立し、動産を担保とした融資や動産の流動化による資金調達が見込まれ、企業の資金調達手段の多様化・円滑化に資するものとされている。しかし、金融機関など債権者の中には、自らの債権の保全強化を図るために不当に多くの動産を担保提供するように求め、登記を備える債権者が出てくる可能性がある。これは、不動産担保や人的保証に過度に依存した融資の見直しの趣旨に真っ向から反するものであり、そのようなことのないよう趣旨を徹底し、厳しく監視すること。

5. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を

公共予算の縮小、公共工事での一般競争入札や電子競争入札の導入により、行き過ぎた低価格競争やダンピング受注が多発し、公共事業に関わる中小企業の収益環境は極めて悪化している。東日本建設保証(株)の調査によると、保証実績法人の総資本経常利益率は、この10年間下がり続けている（3.32%→0.86%）。地域中小企業の疲弊が著しいため、災害復旧や防災、耐震、除雪などに対応できない事態も出始めており、地域社会の安全と安心を損なうことが懸念されている。このような事態を避けるためにも、地域中小企業の疲弊防止につながる喫緊の課題として以下の施策に取り組むこと。

- (1) 中小企業にとって公平・公正な競争環境をつくるため、下記の提案事項に

沿って国の指導を徹底すること。

- ①公共工事の行き過ぎたコスト削減を改め、国等の契約方針の適正価格発注の遵守を徹底すること。独禁法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピング防止に努めること。予定価格から大幅にダンピングした最低制限価格を割る業者の工事については、失格とすること。
 - ②最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう努力すること。公共工事の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための適正価格発注に努め、公共工事設計労務単価は実勢価格に即して引き上げること。
 - ③公共工物品質確保法により、価格と品質を総合評価して入札者を決定することになったが、業者選定に当たっては公正な評価システムを実行し、中小企業を排除して大企業優先にならないよう運用すること。
- (2) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高めること。分離分割発注を拡大するとともに、随意契約を活用すること。地方公共団体の工事は地域企業への発注を原則とし、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守すること。一般競争入札を地方や中小企業分野に拡大することを抑制すること。中小建設業の公共入札を窓口で制限、排除する可能性のある日本型入札バンド制度の導入は中小企業分野では適用しないこと。
- (3) 公共事業の入札に関してはプライバシーマークやISMSをその条件とせず、判定の優位性として取り扱うようにすること。
- (4) 中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを守るべく厳正・迅速な政策的対応を進めること。そのために、①独占禁止法の「厳格な運用」をはかり、遵守させること。②公正取引委員会は、ルール違反防止と不公正取引の是正・防止を厳正に実施すること。③経済産業省設置法でうたっている「市場における経済取引に係る準則の整備」を取引適正化のために行うこと。
- (5) 公正な取引の視点から以下の3点について取引条件の確立を図ること。当面、下請二法の適正な運用に努めること。
- ①海外展開、低価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止、大幅削減、取消、買ったたき、取引条件の変更などの不公正取引の実態を自治体と共同して正確に調査すること。その上で不公正取引発生にたいする適

正化措置として、データの公表（企業名公表）を含む情報公開等の緊急対応体制と相談体制の整備を図ること。

- ②公正取引委員会は、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などの法律に沿って下請取引の実態を調査・監視し、強力に指導して健全な取引環境づくりに努めること。
 - ③独禁法の「優越的地位濫用」による「下請いじめ」規制を発動できるように整備すること。特に、下請企業から声を上げないと調査が入らないシステムを改めて、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくること。また、下請企業は親企業の発注に対応した生産設備・人員を抱え、簡単に転換することができないので継続的下請取引の一方的解除に歯止めをかけることができる措置をとること。
 - ④下請法を改正し、建設業を適用対象に加える措置を取ること。
- (6) 大型店の寡占化が進み、バイイングパワーが強まっている。大型店等は、「消費者保護」やコンプライアンスの強化などを口実に、些細なことでもクレームをつけて過大なペナルティを請求してくる。従来にないほど「不良品」認定のレベルが上げられており、納入する業者は泣かされている。公正取引委員会は、2005年から施行された「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示）を改定し、このような納入業者に対する不当で過大なペナルティの請求を特定の不公正な取引方法に指定して大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を禁止すること。

6. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築

(1) 地球環境保全と温室効果ガス排出削減目標に向けた取り組み

2005年2月、京都議定書が発効した。日本は、地球温暖化防止京都会議の議長国として、目標が達成できなければ信用を失いかねない。90年比6%削減という日本の温室効果ガス排出削減目標に向け全力で取り組むこと。また、各国で行われている公害防止のための技術支援や、砂漠緑化や森林の回復などの環境修復の支援を行うとともに、その支援を積極的に行っているNGOなど民間団体への支援にも力を入れること。日本企業による「公害輸出」や環

環境破壊型「開発」を行なわないような国際社会に通用するルールづくりを強力に推進すること。国内の地域開発にあたっては、計画段階からその地域の中小企業や住民に対する十分な情報開示のうえで参加をもとめ、生態系や自然環境の保全、地域の生活環境、歴史、文化との調和をはかりながら、長期的視点で進めること。

(2) 環境保全・自然再生型公共事業の拡大と小規模分散型産業の推進

①**中小企業の知恵と人材が活かせる環境保全・自然再生型の公共事業を拡大すること。**イ) コンクリートによる河川護岸工事を中止し、自然再生型の川づくりを進め、自然を復活させること。ロ) 太陽光や風力、バイオマス等の自然エネルギービジネスに挑戦する中小企業を新しいタイプの公共事業に活用すること。ハ) 地域の防災や雇用に貢献する地域分散型エネルギーシステムづくりやリサイクルの推進に努めること。

②**自然エネルギーや文化的資源など地域の固有資源の産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官民（市民）・金融の連携で支援すること。**このような新しい時代の市場創造は、環境保全、地域づくり、人づくりなど多角的な経済的波及効果を期待できる。例えば、転作田・休耕田を活用して菜の花栽培を地域に広げ、なたね油を料理・学校給食に用い、廃食油は回収して石鹼や軽油代替燃料・BDF（バイオ・ディーゼル燃料）にリサイクルする「菜の花プロジェクト」はネットワークを全国に広げているが、そのような取り組みを総合的に支援することが求められる。例えば、自動車燃料としてBDFを使用する際の非課税化。軽油とBDFを混合燃料で使う場合に、軽油取引税（1ℓ、32.1円）が課税されるので見直すこと。また、漁船などで使用される場合には一定額を補助すること。

③**資源循環型社会の構築に向けて、国・自治体の財政負担を軽減し、環境保全・水循環再生・バイオマス利活用のために浄化槽の普及に努めること。**都市部のみならず中山間地域の大自然の中に、水が枯渇している。森林保全対策の不備や保水能力の低下に加え、公共下水道や農業集落排水処理施設は、その生活排水を全て下流域に集水し、計画した自治体の最下流域に下水管路で集め放流するため、中山間地や農村地帯の水不足は著しい。浄化槽の処理水は、下水道と同等以上であることに鑑み「恒久施設」として位置づけ、その生活排水は処理済みと認知し、下水道計画を直ちに見直し

する事により、国・自治体の財政逼迫を解消し、生活基盤整備社会・環境保全・防災減災重視の政策を推進すること。

(3) 地球温暖化・エネルギー問題

①エネルギー消費の削減では、省エネ効率の高い製品の使用や、生産設備への移行を促す誘導政策とともに、流通システムや都市づくり、ライフスタイルなどエネルギー大量消費型社会となっている現状を見直し、地域分散型エネルギー政策への転換を強めること。

②太陽光や風力、流れ込み式小型水力発電などの自然エネルギーによる発電事業促進が早急に求められる。しかし、電力会社に自然エネルギーの買い取りを義務づけたRPS法の施行によって、かえってこれまでよりも電力会社による買い取り量が減ったり、価格も低価格化する現実が進行しており、自然エネルギーの発電事業者にとっては経営を圧迫するものとなっている。また、2006年度から住宅用太陽光発電設備設置に対する補助金も打ち切られるが、補助金打ちきりとRPS法施行を契機に、電力会社では、これまで太陽光発電の普及を支えてきた「余剰電力メニュー」の打ち切りが検討されているという。これでは、RPS法が、「新エネルギー」の「新たな市場拡大措置」のために制定された法の趣旨に反し、ようやく事業として育ちはじめた自然エネルギー発電事業の普及を妨げるものとなっている。これは、まず、電力会社に義務づけられた買い取り量が、あまりにも少ないこと、また、買い取り価格が、太陽光や風力など発電コストの違いを考慮せず、一律に入札で価格が決定され、しかも全国どこからでも購入できることなどが理由としてあげられるが、自然エネルギーによる発電事業が長期的に発展を遂げられるような法の見直しを早急に求めるとともに、その見直しの政策決定過程に、自然エネルギー発電事業者や、循環型地域づくりに力を入れている行政、市民など、各方面からの参加を求めること。

また、原子力発電所については、安全性や放射性廃棄物処理等において未解決の問題が大きいことを考慮して、可能な限り原子力発電に頼らない方向をめざすこと。

(4) リサイクル・廃棄物処理問題

循環型社会形成を目指す一連のリサイクル法の実施にあたっては、一部中小企業に過度の負担とならないよう、生産から流通、消費、リサイクルの各

段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムづくりへの見直しを行うこと。また、このようなシステムづくりにあたっては、リサイクルしやすい製品作りや製品の長寿命化、廃棄物の発生抑制に働くようにすること。

メーカーや中古品販売事業者などが一堂に会して、リユース（再利用）・リサイクル（再生）市場育成のためのシステムづくりを行うこと。

リサイクルは、日本だけでなく、日本を含めたアジアでの広域的な循環が広がっている。有害廃棄物の国境移動につながるような「リサイクル」への規制を強化するとともに、日本以外の国でも適正なりサイクルが行われるような技術援助を行うなど、持続可能な社会づくりに寄与する広域的なりサイクルシステムの整備を急ぐこと。

製造禁止されてから30年以上たつて、ようやくPCB廃棄物の最終処理が始まったが、低濃度PCB廃棄物については、処理するための受け皿が全国的に不足しており、それぞれの保管者がいつ処理できるかの見通しも示されないまま、厳重な保管を義務づけられている。受け皿づくりを早急に進めるとともに、最終処理施設ができるまでの間、各保管者任せにせず、地域ごとにPCB廃棄物を一箇所に集め、厳重に管理・保管するような体制を整えること。

(5) アスベスト対策

アスベスト対策は緊急の課題である。公共、民間の建物、個人住宅のアスベスト調査、飛散防止、無害化対策、安全な除去を進めること。国とメーカーはアスベスト対策を放置した責任をとり、試験研究機関の増設、技術者、施工体制などアスベスト対策に強力に取り組むこと。

(6) 小規模分散・地域密着型環境ビジネスの育成と環境共生型企业への支援

環境保全型の製品開発や、ISO9000、ISO14000の取得、環境保全対策の推進など環境共生型企业づくりを進めている中小企業に対しては、技術開発や設備投資資金、さらには既存技術を組み合わせたシステムづくりについても積極的に支援すること。

環境に配慮した製品の育成・需要喚起のために、環境に配慮した製品の競争力を高めるための資源大量消費型製品へのペナルティ（制裁金）などの措置を講じること。また、地域内資源循環や、究極的に廃棄物をなくすゼロエミッション型環境ビジネスを推進する地域ネットワークづくりを支援するこ

と。

(7) 持続可能な地域社会づくりと農業の保全

食糧自給率を高めるため、安全で健康な食べ物を供給する日本農業の健全な発展を図ること。地域づくりでは、農業が、治水や地域環境保全にも役立っていることを考慮し、地域経済の主役となる地域密着型の中小企業と農業、そして行政などがネットワークをくみ、持続可能な地域社会づくりをすすめること。

(8) 国内及び海外の環境規制に関する機敏な情報提供体制の整備

環境省ホームページなどに国内及び海外の環境規制に関する専用のサイトを設置するとともに希望者に新着情報配信サービスを提供するなど情報提供体制を早急に整備すること。「予防原則」の考え方にに基づき、欧州連合(EU)は、鉛やカドニウムなど6物質の電気・電子機器への使用を禁止するRoHS（ローズ）指令を2006年から適用した。また、中国も中国版RoHS規制を2007年3月から実施しており、欧州や中国をマーケットとする電機メーカーは、部品や原材料メーカーを巻き込んで製品や部材品に使用される化学物質を管理する体制の構築が迫られている。中小企業は、世界を視野に置いた機敏な情報収集には限界があり、情報提供体制の整備が強く求められている。

7. 豊かな人間として育つための教育環境の重視

(1) 中小企業と教育

- ①青年や子どもたちが健全な労働観や地域社会観を形成していく一つの機会としての労働体験を中学校・高等学校の授業の一環に組み込み、その現場として中小企業を積極的に活用すること。また、日本のものづくりの機能を保全するため、中学校以上の教育に、技術・技能教育を積極的に取り入れること。
- ②大学生のインターンシップ制度の実施にあたっては、企業の採用活動とは完全に切り離し、仕事のノウハウを覚えるという狭義の職業教育にするのではなく、学生が働く意味や生き方を学ぶ機会となるような教育理念のもとで行うように指導すること。
- ③長期的視野に立って人材を育成するためには、教師、父母、行政、企業経営者等が協力し合い、地域内で共に努力を積み重ねることが必要である。

そこで、これら4者による懇談会やシンポジウムなどの試みに対して積極的に支援すること。学校評議員制度の実施にあたっては、地域の企業経営者の任用を検討すること。

- ④中小企業についての正確な認識がはかれるように、学校教育等では中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えること。その一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすること及び教師が中小企業の現場で研修することを積極的に計画すること。
- (2) 一人ひとりの子どもと向き合う教育に向けて
 - ①教育基本法が改正されたが、教育の現場から遊離した上からの一律的「改革」を拙速に行うのではなく、各学校の実情に応じたていねいな援助が可能となるような教育行政自体の改革をすすめること。
 - ②子どもは子どもの中で育つという子どもの集団自身が備えている育ち合う力を信頼し、子どもたちで自主的に過ごす時間を増やすために、また教師が一人ひとりの子どもと向き合うゆとりが持てるようにするために、義務教育での学習指導要領の改善と教師が30人学級で自主的に授業内容・授業時間を組み立てられるように改善すること。

8. 人材投資促進税制の拡充と人材育成、若年者雇用の推進

- (1) 企業が支払う従業員研修費の一部を法人税から控除する「人材投資促進税制」では、「教育訓練費」を外部への研修委託費などに限定せず、中小企業の実態に合わせて社内研修・OJTの費用も広く対象とすること。また、中小企業特例の控除割合を拡充すること。
- (2) 企業が新分野に進出したり、急激な技術革新等に対応するため、企業内での労働能力向上のための教育訓練が不可欠となっている。現在行われているキャリア形成助成金など教育訓練への助成制度を、教育訓練を就業時間外で行わざるを得ないなどといった中小企業の実態にあわせて柔軟に活用できるものとするとともに、申請手続きの簡素化をはかること。また、新たな制度創設にあたっては、中小企業の実態にあった活用しやすいものとするため、立法過程から中小企業の意見を反映させるものとする。
- (3) 団塊世代の大量リタイアに伴う「2007年問題」を見据え、中小企業の新規学卒者など若手人材を確保するための方策を進めること。例えば、経済産業

省は、「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」を実施しているが、当会等が取り組んでいる共同求人活動やインターンシップ、大学等での中小企業論講座などの中小企業の魅力と正確な情報・知識を発信し、中小企業への正しい認識を促す事業への支援を行うこと。

- (4) 中小企業の技術人材の育成を支援する「高専等活用中小企業人材育成事業」では、国立高専に限らずにすべての高等教育機関で取り組めるように拡充すること。また、企業内訓練を強力にバックアップする学習型企業づくりを進めること。さらに、中小企業が研究機関や大学院などに社員を2年間程度派遣し、研究・研修を受けることができる制度（休業中の公的所得保障を含む）を創設すること。
- (5) 公共職業訓練のうち求職者を対象とする教育訓練は、40数万人が受講し、就職支援策として利用されているが、求職者の教育ニーズと合致していない講座がまだまだ多い。雇用対策費の中の教育訓練費を先進諸国並みに大幅に引き上げてニーズにマッチするものとする。
- (6) 失業率の依然高水準にあり、セーフティネットと教育訓練機能の強化が急務である。雇用のミスマッチをなくし、再就職を支援するため、職業訓練を前提に失業保険の支給額と支給期間を拡充すること。また、若年者安定雇用促進奨励金（トライアル雇用制度）の対象年齢の拡大や支給額などの拡充を図ること。

9. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために

(1) 安心して働ける社会保障制度の構築と労働環境の整備

- ① 少子高齢社会を迎え、これまでの年金制度の見直しが迫られているが、保険料率のさらなる値上げと、給与手取額の少ない短時間労働者への厚生年金の加入拡大は、企業と労働者双方にとって過大な負担となるだけで、現在の年金制度の矛盾をさらに拡大するだけといえる。また、老後への不安から、個人消費が伸び悩み、内需回復への足をひっぱるものとなっている。
- イ) 国民が安心して老後を迎えられるような最低限の基礎的年金については、これ以上の社会保険料の引き上げではなく、国庫負担率2分の1への引き上げを直ちに実施し、年金水準の拡充を図ること。その場合の財源は、逆累進課税となる消費税に頼るのではなく、膨大な積立金の

運用実績の情報公開を徹底して行うなど、現在の年金制度の問題点を具体的に国民に明らかにしながら、その積立金の取り崩しも含め、年金、医療、介護保険など安心して働ける社会保障制度全体をどう構築していくか、早急に国民に提言し、国民的論議を起こしていくこと。

ロ) 中小企業退職金共済は、予定利回りを引き上げるなど退職金額を引き上げ、魅力あるものとする。また、共済加入企業以外で労働移動が発生した場合でも勤労者が個人単位で継続できるような制度を検討すること。

②時短促進法改正により年間1800時間目標を掲げることをはずしたが、依然として、「働き過ぎ」は大きな社会問題となっており、労働時間短縮の一層の推進が求められるが、中小企業の経営実態に配慮し、労働時間短縮のための環境整備を推進すること。中小企業の時間短縮については、自企業の企業努力だけではなく関連企業・業界の協力、取引慣行等の転換が必要要件となっている。そこで、イ) 省力化投資等に積極的な支援策を講じること、ロ) 取引慣行を見直して業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を行うこと、ハ) 発注方式等取引改善指導事業、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の運用強化等、労働時間短縮のために下請取引適正化施策の一層の強化を図ること。

③労災保険の民間開放への動きがあるが、**労災保険制度**は労働災害にあった労働者に対する企業の補償を確実なものとするための制度であるとともに、労災事故を予防するためにも重要な制度である。そこで、この制度変更の検討に当たっては、労働者の約8割が働くとともに、危険有害業務を引き受けることの多い中小企業との意見交換も密にしながら、労働者が安心して働ける労働環境を実現できるものとしていくこと。また、希望するすべての中小企業経営者が労災保険の適用を受けられるよう、労働保険事務組合への加入促進と周知徹底を行うこと。

④健康保険・厚生年金保険の標準報酬の範囲から通勤交通費を除外すること。通勤交通費は実費弁済的性格の強いものであり、一定額以上は保険料率に加算しないようにすること。

(2) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境の整備

①公的機関が高齢者の多様な就労ニーズを高齢社会のテンポにあわせて実現

させるための環境整備を図ること。リタイヤした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策を検討すること。

②高齢者の日常生活を支援するために、住宅、設備の修理や改修、掃除などを公的に援助することにより安価に利用できる制度を行政と中小企業とがタイアップする方式で設けること。その際、能力や技能のある高齢者を優先的に活用すること。

③社員が65歳まで働ける制度の導入を企業に義務づける改正高齢者雇用安定法が04年12月から施行され、今後中期的には中小企業も対応が求められている。当面、61歳以上の継続雇用のための継続雇用定着促進助成金制度等を拡充すること。

(3) 育児・介護休業制度と保育所の拡充等による女性の社会進出支援

少子・高齢社会において、育児・介護休業制度を実効性あるものとするために、雇用保険法による休業給付金の拡充を行うこと。さらに、利用者のニーズに対応した保育施設・学童保育所の増設・充実と教員の確保、在宅介護支援制度の充実を図り、女性の社会的進出を支援すること。特に、産休あけ、育児休業あけの保育所の拡充や出産育児により長期に就労から離れる女性に対して社会復帰をはかるための教育訓練など施策を充実させること。

介護休業制度では、短時間勤務との組み合わせや期間の上乗せなど、それぞれの介護の実情に合わせた柔軟な介護休業制度とすること。休業給付金の支給も、その実情に合わせ、支給日数の延長や給付額の引き上げなど一層の拡充を図ること。また、介護者が昼間安心して働けるよう、介護保険などを活用した在宅介護サービスの充実を図ること。

(4) 障害者の就労環境の整備と雇用の促進

①中小企業における障害者雇用を促進させるような支援策の拡充と利用手続きを簡素化すること。障害者雇用を実際に職場で支援する「ジョブコーチ派遣制度」は、職場実習の場合も利用できるようにするなど、一層の充実を図ること。特に、ジョブコーチの養成と増員を急ぐこと。また、地域で生活し働く障害者の自立を支援するため、地域の事業者団体や学校、障害者団体、行政が連携をさらに密にしながら生活支援・就労支援センターを核とした事業を充実させること。グループホームなど、地域における生活を支援する制度の拡充を図ること。

- ②障害者作業施設設置等助成金などの適用にあたっては、障害者雇用を前提として施設の設置や整備を行った場合、雇用前であっても助成金の支給を実施すること。また、障害者の雇用は、地域などから頼まれて雇用することも多いが、このようなハローワークを通したものではない障害者の雇用についても、助成金の対象とすること。
- ③障害者雇用を行っている中小企業に対する支援を強化するため、300人以下の企業でも、法定雇用率を超過達成している企業には、301人以上規模の企業と同一基準による雇用調整金が支払われるようにすること。雇用労働者の8割は中小企業で働いているが、障害者雇用においても、雇用されている障害者の過半数は中小企業で働いていることが、厚生労働省「身体及び知的障害者就業実態調査」からも明らかとなっており、障害者の雇用促進では中小企業の果たす役割は大きい。しかし現状は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、従業員数が301人以上規模の企業には、法定雇用率1.8%を超えて雇用している場合は、超過人数一人あたり月27,000円の雇用調整金が支払われているが、300人以下の企業については、4%または月6人を超えて雇用している場合にしか報奨金が支払われないことになっている。
- ④障害者の雇用状況の調査とその公表に当たっては、大企業より中小企業の方がより多くの障害者を雇用している実情が正確にとらえられるように、法定雇用率適用外の従業員規模55人以下の企業における障害者雇用の状況も毎年調査し、発表すること。

10. 清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄

- (1) 政府の役人・政治家と民間業者との贈収賄事件や高級官僚による不祥事は、あとを絶っていない。政治腐敗を招く根元である政党への企業献金・団体献金は禁止すること。政治・行政に対する国民の信頼を回復させるために、公務員倫理の確立と厳正な実行、高級官僚の関連業界への天下り禁止、国民への情報公開などについて、さらに真剣な努力を行うこと。
- (2) 戦後60数年を経て、中国などアジア諸国との経済関係がいっそう緊密となる中で、平和裏に経済活動に専心できる環境づくりが国の内外で切望される。日本国憲法の平和理念にのっとり、国際社会の平和のために日本の役割をい

っそう強化すべきである。国際紛争は国連を通じて平和裏に解決する努力が求められている。

- (3) 外国人研修生受入事業の充実として、外国人研修生受入れにたいする支援措置の拡充ならびに研修生の入国手続きの簡素化等環境整備を図ること。外国人労働者の宿泊施設、住宅の提供、住宅の斡旋、労災保険や健康保険等の制度の充実を図るとともに、社会生活に対する相談センターや日本語ほかの知識を習得するための研修機関を整備すること。また、外国人研修制度・技能実習制度については、現行の3年から5年に延長すること。

以上

中小企業家同友会所在地一覧表

中小企業家同友会全国協議会 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-14 大塚南ビル2F TEL 03(5953)5721(代)

同友会名	〒	所在地	電話
北海道中小企業家同友会	060-0004	札幌市中央区北4条西16丁目 第一ビル	011-611-3411
青森県中小企業家同友会	030-0944	青森市大字筒井字ハツ橋51-2 エスコートハツ橋2F	017-764-2311
岩手県中小企業家同友会	020-0063	盛岡市材木町9-13 角喜ビル3F	019-626-4477
宮城県中小企業家同友会	981-3133	仙台市泉区泉中央2-11-1 リバースビル302	022-218-2571
秋田県中小企業家同友会	010-0951	秋田市山王4-5-27 山王ランドビル304	018-867-7471
山形県中小企業家同友会	990-2461	山形市南館3-26-26 スタジオ・アヴァン102	023-645-5500
福島県中小企業家同友会	963-8022	郡山市西ノ内2-12-8 古川ビル1F	024-934-3190
茨城県中小企業家同友会	310-0851	水戸市千波町728-1 石川ビル2F	029-243-8230
栃木県中小企業家同友会	321-0968	宇都宮市中今泉2-3-13 小山ハイツ103	028-632-6762
群馬中小企業家同友会	371-0013	前橋市西片貝町1-300-5 ルアン第二ビル4F	027-232-0001
埼玉中小企業家同友会	338-0001	さいたま市中央区上落合2-3-2 アルサーA館10F	048-747-5550
千葉県中小企業家同友会	260-0018	千葉市中央区院内2-12-12 内野屋ビル3F	043-222-1031
東京中小企業家同友会	170-0005	東京都豊島区南大塚3-39-14 大塚南ビル2F	03-5953-5671
神奈川県中小企業家同友会	220-0072	横浜市西区浅間町1-6-10 小金井第2ビル4F	045-316-2031
山梨県中小企業家同友会	400-0047	甲府市德行3-9-28 中村ビル4F	055-236-5537
長野県中小企業家同友会	380-0914	長野市稲葉母袋709-3 YAビル2F	026-222-6880
新潟県中小企業家同友会	950-0926	新潟市中央区高志1丁目3-21	025-287-0650
富山県中小企業家同友会	930-0827	富山市上飯野25	076-452-6006
石川県中小企業家同友会	920-0362	金沢市古府3-70	076-269-1100
福井県中小企業家同友会	918-8205	福井市北四ツ居1-34-19 サンリードビル1F	0776-54-9699
静岡県中小企業家同友会	420-0033	静岡市葵区昭和町9-8 三木ビル3F	054-253-6130
愛知中小企業家同友会	460-0003	名古屋市中区錦3-5-18 京枝屋ビル4F	052-971-2671
三重県中小企業家同友会	510-0066	四日市市南浜田町2-14 水谷ビル3F	059-351-3310
岐阜県中小企業家同友会	500-8259	岐阜市水主町1-176-2 ピースランドビル3F	058-273-2182
滋賀県中小企業家同友会	525-0036	草津市草津町1512	077-561-5333
京都中小企業家同友会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4F	075-314-5321
大阪府中小企業家同友会	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル4F	06-6944-1251
兵庫県中小企業家同友会	650-0042	神戸市中央区波止場町5-4 中突堤中央ビル3F	078-334-1230
奈良県中小企業家同友会	630-8042	奈良市西ノ京町18-6 アイメールビル4F	0742-35-2228
和歌山県中小企業家同友会	640-8112	和歌山市南材木丁3-32 テラダビル3F	073-422-3782
鳥取県中小企業家同友会	683-0021	米子市石井322	0859-26-2060
島根県中小企業家同友会	690-0816	松江市北陵町52-2 ゆめつくす北陸3号室	0852-59-5970
岡山県中小企業家同友会	700-0936	岡山市富田29	086-222-7473
広島県中小企業家同友会	730-0037	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ8F	082-241-6006
山口県中小企業家同友会	753-0811	山口市吉敷3473	083-928-3715
香川県中小企業家同友会	761-0301	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル4F	087-869-3770
徳島県中小企業家同友会	770-8056	徳島市問屋町43	088-657-7363
愛媛県中小企業家同友会	791-8042	松山市南吉田町2821-4 ビズポート 106	089-968-8802
高知県中小企業家同友会	781-8122	高知市高須新町1-14-6 青山ビル2F	088-882-5581
福岡県中小企業家同友会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル8F	092-686-1234
佐賀県中小企業家同友会	840-0015	佐賀市木原3-15-1 (株)ギョートク内	0952-27-7856
長崎県中小企業家同友会	850-0875	長崎市栄町1-20 大野ビル5F	095-822-0680
熊本県中小企業家同友会	860-0834	熊本市江越2-1-7	096-379-8101
大分県中小企業家同友会	870-0888	大分市三ヶ田町3-4 ステラ・コレテ2-D	097-545-0755
宮崎県中小企業家同友会	880-0915	宮崎市恒久南3-3-2 恒吉ビル2F	0985-50-3665
鹿児島県中小企業家同友会	890-0056	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル201号	099-259-1070
沖縄県中小企業家同友会	901-0152	那覇市字小祿1831-1 沖縄産業支援センター603	098-859-6205